議第３１号

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４２年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第９条ただし書中「水火災、その他災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第１３条及び第１４条を次のように改める。

（報酬）

第１３条　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。ただし、機能別団員には、年額報酬は支給しない。

２　基本団員には、次の年額報酬を支給する。

⑴　団長　年額　１０６，０００円

⑵　副団長　年額　７０，０００円

⑶　分団長　年額　５１，０００円

⑷　副分団長　年額　４２，０００円

⑸　部長　年額　３８，０００円

⑹　班長　年額　３７，０００円

⑺　前各号に掲げる以外の基本団員　年額　３６，５００円

３　団員が災害又は警戒の職務に従事する場合においては、次の表に掲げる出動報酬を支給する。

支給基準	時間	金額（円）	備考
団員が災害又は警戒の職務に従事する場合	４時間以内	４，０００	
	４時間を超え６時間まで	６，０００	
	６時間を超え８時間まで	８，０００	８時間を超えた場合は、８，０００円に超過時間に応じた金額を加算する。

（費用弁償）

第１４条　団員が規則で定める会議、教養訓練及び予防業務等の職務に従事したときは、１回当たり２，０００円の費用弁償を支給する。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和４２年１２月２５日条例第３８号）

改正後	改正前
（服務規律） **第９条**　基本団員は団長の招集により出動し、職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し職務に従事しなければならない。	（服務規律） **第９条**　基本団員は団長の招集により出動し、職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても水火災、その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し職務に従事しなければならない。
（報酬） **第13条**　団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。ただし、機能別団員には、年額報酬は支給しない。	（報酬） **第13条**　基本団員には次により報酬を支給する。 (1)　団長　年額　106,000円 (2)　副団長　年額　70,000円 (3)　分団長　年額　51,000円 (4)　副分団長　年額　37,000円 (5)　部長　年額　32,000円 (6)　班長　年額　25,000円 (7)　団員　年額　22,000円 (8)　前各号に規定するほか、ホース管理の職にあっては年額600円、自動車運転の職にある者にあっては年額12,100円を加算支給する。
２　基本団員には、次の年額報酬を支給する。 (1)　団長　年額　106,000円 (2)　副団長　年額　70,000円 (3)　分団長　年額　51,000円 (4)　副分団長　年額　42,000円 (5)　部長　年額　38,000円 (6)　班長　年額　37,000円 (7)　前各号に掲げる以外の基本団員　年額　36,500円	２　ホース管理の職にある者及び自動車運転の職にある者の基準人数は規則で定める。
３　団員が災害又は警戒の職務に従事する場合においては、次の表に掲げる出動報酬を支給する。	３　機能別団員には報酬を支給しない。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>支給基準</th><th>時間</th><th>金額（円）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">団員が災害又は警戒の職務に従事する場合</td><td>４時間以内</td><td>4,000</td><td></td></tr>
<tr><td>４時間を超え６時間まで</td><td>6,000</td><td></td></tr>
<tr><td>６時間を超え８時間まで</td><td>8,000</td><td>８時間を超えた場合は、8,000円に超過時間に応じた金額を加算する。</td></tr>
</table>
（費用弁償）
第14条　団員が規則で定める会議、教養訓練及び予防業務等の職務に従事したときは、１回当たり2,000円の費用弁償を支給する。
</td><td>
（費用弁償）
第14条　団員が水火災、警戒、演習訓練等の職務に従事したときは、１回当たり3,000円以上6,000円以内の額の費用弁償を支給する。ただし、１回の従事時間が８時間を超えたときは、１回分の費用弁償に８時間を超えた時間に応じた金額を加算して支給する。
２　前項の費用弁償の１回当たりの支給額の基準は規則で定める。
</td></tr>
</table>